

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

岩手県公安委員会規則第8号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(交通規制の対象から除く車両等)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定に基づき、次に掲げる車両は、<u>法第4条第1項</u>の規定に基づく道路標識等による交通の規制の対象から除くものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 道路標識等による法第45条第1項の規定による駐車禁止の規制並びに法第49条の3第2項及び第4項の規定による時間制限駐車区間の規制並びに法第49条の4の規定による高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付する標章（他の都道府県公安委員会が交付する同種のものを含む。）を掲出しているもの（(イ)にあつては岩手県内に、(カ)にあつては昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に限る。）</p> <p>(ア)～(オ) [略]</p> <p>(カ) <u>児童福祉法第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患のうち色素性乾皮症の患者</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(取消処分者講習)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 公安委員会又は指定講習機関（法第108条の4第1項に規定する指定講習機関をいう。以下同じ。）は、取消処分者講習を終了した者に対して<u>取消処分者講習終了証書</u>（様式第25号の2。次項において「<u>終了証書</u>」という。）を交付する。</p> <p>5 <u>終了証書</u>の交付を受けた者が、<u>終了証書</u>の亡失、滅失、汚損又は破損により<u>終了証書</u>の再交付を申請する場合は、<u>取消処分者講習終了証書再交付申請書</u>（様式第25号の3）を公安委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(交通規制の対象から除く車両等)</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定に基づき、次に掲げる車両は、<u>同条第1項</u>の規定に基づく道路標識等による交通の規制の対象から除くものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 道路標識等による法第45条第1項の規定による駐車禁止の規制並びに法第49条の3第2項及び第4項の規定による時間制限駐車区間の規制並びに法第49条の4の規定による高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付する標章（他の都道府県公安委員会が交付する同種のものを含む。）を掲出しているもの（(イ)にあつては岩手県内に、(カ)にあつては昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に限る。）</p> <p>(ア)～(オ) [略]</p> <p>(カ) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げる特殊の疾病のうち色素性乾皮症の患者</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(取消処分者講習)</p> <p>第35条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 公安委員会又は指定講習機関（法第108条の4第1項に規定する指定講習機関をいう。以下同じ。）は、取消処分者講習を終了した者に対して<u>取消処分者講習終了証明書</u>（様式第25号の2。次項において「<u>終了証明書</u>」という。）を交付する。</p> <p>5 <u>終了証明書</u>の交付を受けた者が、<u>終了証明書</u>の亡失、滅失、汚損又は破損により<u>終了証明書</u>の再交付を申請する場合は、<u>取消処分者講習終了証明書再交付申請書</u>（様式第25号の3）を公安委員会に提出しなければならない。</p>



[略]
受講車種
[略]

備考 1 [略]

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第24号 (第35条関係)

[略]
講習場所
講習手数料

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第25号 (第35条関係)

[略]	
氏名	
氏名・生年月日	[略]
本籍・国籍等	
住所	
免許の欠格期間	年 月 日から 年間 年 月 日まで
取消し前に取得していた免許の種類	[略]
[略]	
希望する講習の車種	四 二 原 輪 輪 付
※講習日	年 月 日
[略]	

[略]

様式第25号の2 (第35条関係)

[略]
取消処分者講習終了証書
本籍・国籍等
住 所
[略]
生 年 月 日
あなたは、道路交通法第108条の2第1項第2号の規定

[略]	
受講希望車種	四輪・二輪・原付
[略]	

備考 [略]

(A4)

様式第24号 (第35条関係)

[略]
講習場所
講習の種類
講習手数料
講習内容

(A4)

様式第25号 (第35条関係)

[略]	
(フリガナ)	
氏名・生年月日	[略]
住所	
免許の欠格期間の満了日	年 月 日
取消し前又は失効前に取得していた免許の種類	[略]
[略]	
受講希望車種	四輪・二輪・原付
※講習日	第1日 年 月 日 第2日 年 月 日
[略]	

[略]

様式第25号の2 (第35条関係)

[略]
取消処分者講習終了証明書
住 所
[略]
年 月 日生
上記の者は、年 月 日道路交通法第108

による取消処分者講習を終了したことを証します。

年 月 日

[略]

備考1 写真は、講習前6月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとすること。

2 「実施機関」には、本証書を交付する実施機関の名称（指定講習機関の場合にあっては、その名称及び管理者名）を記載すること。

[略]

様式第25号の3（第35条関係）

<u>取消処分者講習終了証書</u> <u>再交付申請書</u>	
[略]	
氏名	
氏名・生年月日	[略]
本籍・国籍等	
住所	
[略]	
受講日	[略]
受講場所	

[略]

条の2第1項第2号に掲げる取消処分者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

[略]

備考1 写真は、講習前6月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

2 「実施機関」には、本証明書を交付する「公安委員会名」又は「指定講習機関名及び管理者」を記載する。

[略]

様式第25号の3（第35条関係）

<u>取消処分者講習終了証明書</u> <u>再交付申請書</u>	
[略]	
(フリガナ)	
氏名・生年月日	[略]
住所	
[略]	
講習終了日	[略]
講習場所	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成27年1月1日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県道路交通法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申込書等又は通知書等について適用し、同日前に提出し、又は交付した申込書等又は通知書等については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の岩手県道路交通法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。